

(別紙1)

許可条件に違反した場合の行政処分取扱い

(「許可を取り消すものであること」又は「許可を取り消すことがあること」とされている条件違反を除く。)

個人タクシー事業者について、許可条件の違反(「許可を取り消すものであること」又は「許可を取り消すことがあること」とされている条件違反を除く。)が認められた場合の行政処分取扱いは、下記のとおりとする。なお、新条件への変更手続が未了の事業者については、現に付されている許可条件について適用する。

記

- 1 違反した条件項目について、タクシー業務適正化特別措置法又は旅客自動車運送事業運輸規則に相当する規定がある次表の「条件違反を適用しない場合」欄については、当該相当する規定に違反した場合の行政処分基準に定める処分日車数を適用する。
- 2 違反した条件項目が、上記1以外の場合には、次表の「条件違反を適用する場合」欄に掲げる処分日車数を適用する。なお、条件違反が複数ある場合においても処分日車数は30日車とする。
- 3 条件の再違反(行政処分を受けた日から3年以内に同一事項に違反した場合をいう。)については、次のとおりとする。また、再違反以上の累違反については、違反の態様に従い再違反場合における処分よりも重い処分を行うことができるものとする。
  - (1) 上記1にあつては、行政処分基準に定める再違反に係る処分日車数を適用する。
  - (2) 上記2にあつては、次表の「条件違反を適用する場合」欄に掲げる処分日車数の2倍を適用し、条件違反が複数ある場合においても処分日車数は60日車とする。

許 可 条 件 項 目	1 条件違反を適用しない場合		2 条件違反を適用する場合
	タク特法違反を適用(指定地域のみ)	運輸規則違反を適用	
使用する事業用自動車は1両であり、他人に当該事業用自動車を営業のために運転させてはならないこと。	60日車 (タク特法第3条)		30日車 (タク特法指定地域は適用しない)
患者輸送等の特殊な需要に特化した運送のみを行うものでないこと。			30日車
事業用自動車の両側面に見やすいように「個人タクシー」と表示すること。			30日車
月に2日以上以上の定期休日を定めること。			30日車

地方運輸局長等が日時及び場所を指定して出頭を求めたときは、別の事情がない限りこれに応じること。			30日車
営業中は運転日報を携行しこれに記入を行い、1年間は保存すること。		(運輸規則第25条)	
氏名等の記載とともに写真を貼付した事業者乗務証を車内に掲示すること。	40日車 (タク特法第46条)		30日車 (タク特法指定地域は適用しない)
年齢が満65歳に達した場合には、旅客自動車運送事業運輸規則(昭和31年運輸省令第44号)第38条第2項に定めるところにより同項の認定を受けた適性診断を受けるとともに、公的医療機関等の医療提供施設において健康診断を毎年受診すること。	適性診断	10日車 (運輸規則第38条)	
	健康診断		30日車

違反の内容により、行政処分基準に定める処分日車数を適用する。

(別紙2)

個人タクシー事業の許可の効力が失われたことに係る通知書

殿

貴殿に対する下記の一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシーに限る。)の許可については、平成 年 月 日をもって当該許可に付された期限が満了し、その効力が失われたので通知する。

記

- 1 許可(認可)年月日
- 2 許可(認可)番号
- 3 その他必要事項

平成 年 月 日

運輸局長(沖縄総合事務局長)